第一号		計法第15条の規定(	による立入検	查証		
写	真	をすることがで	年 . 統計法第1 きる者である	5条の規定に ことを証明し	こより、立入検査 ます。	
		有効期限	年	月	日	
政府統		引係) (表	行政機関が	D.長	印 ————————————————————————————————————	
	第五条関	引係) (表	音面)		即	
]記様式(	第五条関	計法第15条の規定( 基幹統計調査 職名及び氏名	による立入極の名称	1 适重		
]記様式(	第五条関続	計法第15条の規定( 基幹統計調査	による立入極の名称	1 适重		
J記様式( 第 号	第五条関続	計法第15条の規定( 国際の規定) 基幹統計調査 職名及び氏名 生年月日	: 面 ) による立入権 の名称 年 、統計法第1	<b>査証</b> 月 5条の規定に	日 (より、立入検査	
J記様式( 第 号	第五条関続	計法第15条の規定( 基幹統計調査 職名及び氏名 生年月日 上記の者は	が による立入権 の名称 年 、統計法第1 きる者である	査証 月 5条の規定に ことを証明し	日 (より、立入検査	